

— 円満な財産承継と、財産承継支援につながる情報を届けします —

2025年12月現在、都内を中心に8金融機関・61店に紙媒体のニュースレターをお届けしています。

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2025.12. Vol.190

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 錐立榮一朗事務所

〒167-0042 東京都杉並区西荻北3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

○ 目次

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『事業承継に伴う株式譲渡手続きサポート、事業を引き継いだ二女にすべての財産を相続させる内容の公正証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

○ ファイルに綴じて保存できます



行政書士 錐立榮一朗事務所
Change & Revival 株式会社
代表 錐立 荣一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

○ 1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

○ <ごあいさつ>

○ こんにちは。

財産承継コンサルタント／行政書士・宅建士の錐立です。

年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期ではあります、このたび、錐立事務所の公式X（旧Twitter）の運用をスタートいたしました。

アカウント名は「財産承継ナビ@錐立榮一朗事務所（@hokodate_navi）」です。

ニュースレターではお伝えしきれない、業務の現場で得た知見や、手続きに役立つ細やかな情報、日々の気づきなどを、よりタイムリーに発信してまいります。

○ よろしければ、ぜひフォローをお願いします！👉



○ <サポート事例>

『事業承継に伴う株式譲渡手続きサポート、事業を引き継いだ二女にすべての財産を相続させる内容の公正証書遺言作成サポート』

○ この事例のポイント

株式譲渡契約書等を整備し、円滑な事業承継を支援

遠方の介護施設でお父様と面会し、遺言文書を作成

現地の公証役場と調整し、公正証書遺言の作成をサポート

事業承継に伴う株式譲渡手続き、そしてご高齢のお父様の将来を見据えた公正証書遺言の作成と

○ いう、二つの重要な課題に直面されていたA様（50代）

実際の手続きについて、何から始めればよいのか分からずお困りでいらっしゃいました。

A様が引き継いだ会社の顧問税理士の先生からご紹介いただき、面談させていただいた結果、その二つの重要な課題を当事務所でお手伝いさせていただくことになりました。

株式譲渡手続きでは、株式譲渡契約書、臨時株主総会議事録、株主名義書換請求書等を作成し、書類の整備面からサポート。

公正証書遺言の作成では、山梨県の介護施設に入

★ぜひ職場・ご家族の皆様でご覧ください。

つづき↓

居されたお父様と面会し、ヒアリングのうえ遺言の文案を作成。

現地の公証役場とやり取り・調整し、作成当日は証人として、公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

「『土業の先生の事務所は敷居が高い』と思っている人には最適だと思います」(東京都杉並区A様 50代)

当初、どのようなことでお困りだったのですか？

父から事業を引き継ぐことになったのですが、株式譲渡などの手続きがわかりませんでした。

あと、父が高齢なので、遺言などどうすれば良いのか全くわからず悩んでいました。

何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

会社のことでお世話になっている税理士先生に紹介していただきました。

何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

税理士先生のおすすめであることと、実際に面談をして信頼できそうだと感じたためです。

実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

こちらの要望を丁寧に聞いて下さり、「何がわからないかもわからない」という状態の中、わかりやすくいろいろ導いていただき、本当に感謝しています。

どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

鉢立先生はとても親しみやすく、こちらの話も丁寧に聞いていただけるので、「土業の先生の事務所は敷居が高い」と思っている人には最適だと思います。

<補足メモ>

2025年10月1日から、順次指定される指定公証人の役場において、**公正証書の作成手続きがデジタル化**されています。

従来の紙媒体による公正証書遺言の作成時には、遺言者本人の署名・押印が必要でした。

しかし、デジタル化後の手続きでは電子サインのみで足り、押印は不要となります。電子サインとは、電子ペンでディスプレイ等に手書きするものを指します。

もっとも、遺言者がご高齢で視力が弱かったり、手が震えていたりすると、電子サインは書きづらく、従来の署名よりも負担が大きいと感じられるケースもあります。

<編集後記>

事務所の目の前のコンビニ跡地に、最近、「トライアルGO」が開店しました。なんと都内1号店とのこと。さっそくのぞいてみると、品揃えはスーパーの小型版といった印象で、レジはすべてセルフ式。目玉の「かつ重343円」、「たっぷり玉子サンド199円」など、中食類の安さが目を引きました。コンビニとはまた違った使い方ができそうで、小腹がすいたときに重宝しそうです。

行政書士 鉢立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いをしております。

<主要業務>

個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

財産の問題で困っている
経営の問題で困っている
お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
鉢立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHILAW OFFICE

Change&Revival 株式会社

宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 [9:00~20:00] 土日祝休 FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com>

ネットからも本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら ➔

または、「サポート通信オンライン」で検索

<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>



* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！